

(仮称) 伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設実施設計業務委託
仕様書 (案)

I 業務概要

1. 業務名 (仮称) 伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設実施設計業務委託

2. 計画施設概要

- (1) 施設名称 (仮称) 伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター
- (2) 敷地場所 伊勢崎市大手町 18 番地 1 ほか

3. 履行期間 令和 4 年 4 月上旬から令和 5 年 2 月 28 日 (火曜日) まで

なお、本業務について、(仮称) 伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設基本設計業務委託の受注者との随意契約予定とする。詳細については、協議によるものとする。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ア 敷地面積 現在の面積約 3,800 m²に加え約 1,000 m²拡大予定 (合計約 4,800 m²)
- イ 用途地域及び 商業地域 (建ぺい率 80%、容積率 400%)
地区の指定

(2) 施設の条件

- ア 施設の延べ床面積 (計画面積) 約 3,900 m²
- イ 主要構造 基本設計段階で決定したものとする
- ウ 階数 基本設計段階で決定したものとする
- エ 耐震安全性の分類
提案としては「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類を次のとおり計画するが、基本設計段階で決定した分類とする。

(ア) 構造体 II 類

(イ) 建築非構造部材 B 類

(ウ) 建築設備 乙類

(3) 建設の条件

- ア 工事費 (予定) 1,800,000 千円以内 (消費税及び地方消費税を含む。)
建築本体工事費、各種設備工事費、外構工事費、付帯工事費 (電気・水道・下水道の接続等を含む)
- イ 工期 (予定) 令和 6 年 12 月 27 日 (金曜日) まで

(4) 設計の条件

設計と条件については、次の資料による。

- ・(仮称)伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設基本計画
(令和3年7月策定)

II 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

実施設計

平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第二号において示される「設計の種類」における「総合」「構造」「設備」による。

一般業務の内容には、委託業務の履行にあたり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成(簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む。)及び委託業務の対象となる工事の実施にあたり法令上必要となる各種の申請に用いる図書の作成及び工事費概算書の作成を含むものとする。

また、本事業に付帯する外構整備、駐車場などの設計を含むものとする。

(2) 追加業務の内容及び範囲

ア 積算業務(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成、工事費内訳書の作成)

(ア) 建築積算

(イ) 電気設備積算

(ウ) 機械設備積算

イ 仮設計画図の作成

ウ 概略工事工程表の作成

エ 概算工事費内訳書(根拠資料を含む)の作成(令和4年10月下旬までに行い提出すること。)

オ 什器・備品の配置を含めたレイアウト計画の作成

カ 透視図作成(A2判、鳥観図、外観図、内観図 5枚以上)

キ 住民・議会への説明等に必要な資料の作成

ク 地質調査

ケ 測量業務

コ 電波障害調査業務

サ 開発行為に関する事前協議手続き業務

シ 関係法令等に基づく各種申請手続きまたは届出業務

(必要な各種協議、申請書等の作成、提出、受領、構造計算適合性判定を含み、建築確認申請手数料、手続きに必要な一切の費用を含む。)

- ス リサイクル計画書の作成
- セ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ソ 総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成
- タ 付帯倉庫・車庫の設計・積算業務
- チ コスト削減検討報告書及びライフサイクルコスト概算書の作成
- ツ 伊勢崎市中高層建築物に関する指導基準による書面作成及び手続き
- テ 人にやさしい福祉のまちづくり条例に関する資料作成及び手続き
- ト 景観まちづくり条例に関する資料作成及び手続き
- ナ その他、本設計業務に必要な業務（発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。）

※ 本委託業務において必要ない手続きについては協議により除くものとする。

(3) 管理技術者の資格要件

「建築設計業務委託契約書」（平成 10 年 10 月 1 日建設省厚契発第 37 号）第 15 条の定義による管理技術者（以下「管理技術者」という。）1 名を配置することとし、その要件は次による。また、管理技術者は（4）に示す主任担当技術者を兼ねることはできない。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）であること。
- ・ 契約日以前に、受注者の組織と直接かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有していること。
- ・ 建築士法第 10 条第 1 項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。

(4) 主任担当技術者の資格要件

管理技術者の下に次表の分担業務分野に示す主任担当技術者（以下「主任担当技術者」という。）を各 1 名配置すること。その資格等の要件は次による。

- ・ 総合分野に係る主任担当技術者については、一級建築士であること。
- ・ 構造分野に係る主任担当技術者については、建築士法第 10 条の 2 の 2 第 1 項に規定する構造設計一級建築士証の交付を受けたもの。
- ・ 電気分野に係る主任担当技術者、機械分野に係る主任担当技術者については、建築士法第 10 条の 2 の 2 第 2 項に規定する設備設計一級建築士証の交付を受けたものが望ましい。
- ・ 主任担当技術者については、次の分野に限り兼務してよいこととする。
 - ・ 総合と構造
 - ・ 電気と機械
- ・ 総合分野に係る主任担当技術者は、契約日以前に受注者の組織と直接かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有していること。
- ・ 構造分野に係る主任担当技術者、電気分野に係る主任担当技術者、機械分野

に係る主任担当技術者は、契約日以前に受注者の組織もしくは協力事務所と直接かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。

- ・建築士法第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。

※「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

| 分担業務分野 | 業務内容 |
|--------|---|
| 総合 | 平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」 |
| 構造 | 同上「構造」 |
| 電気 | 同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの |
| 機械 | 同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの |

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- イ 工法、材料及び設備等については、可能な限り特殊なものを選定せず、原則として同等品を認めるなど、コスト縮減に努めるものとする。
- ウ 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- エ 必要に応じて、関係機関との調整に協力する。
- オ 業務の着手に際し、業務着手届、業務工程表、管理技術者選任届及び履歴書、主任担当技術者名簿及び履歴書並びに事務所経歴書を提出すること。業務完了時には、業務完了報告書を提出すること。

また、建築士法第24条の7及び第24条の8についても提出すること。

(2) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは下記時期に行い、速やかに記録を作成し、発注者に提出する。

- ア 業務着手時
- イ 発注者または管理技術者が必要と認めた時

(3) 適用基準等

本業務の実施にあたっては、建築基準法その他関係法令ならびにその他これに基づく条例及び規則等の規定によるほか、以下の基準等を適用する。なお、各基準等の年版等については最新のものとする。

- ア 共通
 - (ア) 官庁施設の基本的性能基準

- (イ) 官庁施設の総合耐震計画基準
- (ウ) 官庁施設の環境保全性基準
- (エ) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- (オ) 官庁施設の防犯に関する基準
- (カ) 公共建築工事積算基準
- (キ) 公共建築工事共通積算基準
- (ク) 公共建築工事標準単価積算基準
- (ケ) 建築物解体工事共通仕様書
- (コ) 群馬県人にやさしい福祉のまちづくり条例
- (サ) 建設副産物の手引き

イ 建築

- (ア) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- (イ) 建築工事設計図書作成基準
- (ウ) 建築設計基準
- (エ) 建築構造設計基準
- (オ) 建築工事標準詳細図
- (カ) 擁壁設計標準図
- (キ) 構内舗装・排水設計基準

ウ 建築積算

- (ア) 公共建築数量積算基準
- (イ) 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- (ウ) 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

エ 設備

- (ア) 建築設備計画基準
- (イ) 建築設備設計基準
- (ウ) 建築設備工事設計図書作成基準
- (エ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (オ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- (カ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (キ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- (ク) 排水再利用・雨水利用システム計画基準
- (ケ) 建築設備耐震設計・施工指針

オ 設備積算

- (ア) 公共建築設備数量積算基準
- (イ) 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- (ウ) 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(4) 成果物の提出場所（健康管理センター）

(5) 成果物の取扱いについて

本業務の成果物の著作権及び所有権は、全て発注者に帰属する。

なお、提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用するものとする。

(6) 設計業務委託の対応について

ア 当該事業における補助金支援制度及び起債等への申請等に必要な書類は随時提出すること。

イ 当該事業における所管課の予算要求に必要な資料は随時提出すること。

ウ 当該事業における当市議会等に必要な資料は随時提出すること。

エ 監査、会計検査、瑕疵担保検査等について、立会いまたは必要に応じて業務に係る資料を作成すること。

オ 設計成果物に基づく以後の工事発注に際し、設計内訳書作成その他の必要な作業について協力をしなければならない。

カ 工事発注後、設計図書において疑義（不整合等）が生じた場合、回答に協力をしなければならない。

- ・意匠図、構造図及び電気・機械設備図などとの不整合による対応

- ・特定の製品は設計時に避ける事とするが、やむをえず使用した場合の同等品の対応

キ 各検査時に協力を求める場合がある。その場合には協力をしなければならない。

3. 留意事項

(1) 各種会議等への協力

ア 受注者は、作成した設計図書について庁内会議及び市議会等で合意を得るために、協力するものとする。

イ 受注者は、発注者の求めに応じて各種会議等へ出席し、資料作成、説明および運営等の支援を行うものとする。

ウ 上記ア及びイの会議等における意見に基づき、発注者の指示により、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。また、発注者の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を報告し指示を受けるものとする。

(2) 本仕様に明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、受注者において充足するものとする。

4. 成果物、提出部数等

(1) 実施設計

| | | |
|------|----|----|
| 成果物等 | 原図 | 写し |
|------|----|----|

| | | |
|---|-------|-----|
| (i) 付帯施設及び外構積算 | | |
| ・外構工事積算数量算出書 | 各 1 部 | 2 部 |
| ・外構工事積算数量算出書のうち外構 工事積算数量調書 | 各 1 部 | 2 部 |
| ・見積書等関係資料 | 各 1 部 | 2 部 |
| ・単価資料 | 各 1 部 | 2 部 |
| ・比較資料 | 各 1 部 | 2 部 |
| ・技術資料 | 各 1 部 | 2 部 |
| (j) その他 | | |
| ・防災計画書 | 各 1 部 | 2 部 |
| ・建築物エネルギー消費性能確保計画 | 各 1 部 | 2 部 |
| ・建築物のエネルギー消費性能の確保 のための構造及び設備に関する計 画 | 各 1 部 | 2 部 |
| ・省エネルギー関係計算書 | 各 1 部 | 2 部 |
| ・リサイクル計画書 | 各 1 部 | 2 部 |
| ・概略工事工程表 | 各 1 部 | 2 部 |
| ・施設使用条件書 | 各 1 部 | 2 部 |
| ・見積書等関係資料 | 各 1 部 | 2 部 |
| ・単価資料 | 各 1 部 | 2 部 |
| ・什器・備品リスト (カタログ) | 各 1 部 | 2 部 |
| ・ライフサイクルコスト概算書 | 各 1 部 | 2 部 |
| ・ランニングコスト概算書 | 各 1 部 | 2 部 |
| (k) 資料 | | |
| ・各種技術資料 | 一式 | 2 部 |
| ・各種調査検討資料 | 一式 | 2 部 |
| ・構造計算データ | 一式 | 2 部 |
| ・各記録書 | 一式 | 2 部 |
| ・() | | |
| 電子データ (成果品の電子データを収 納した CD-R または DVD-R) | 1 部 | |

(注)

- ：建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に含めることができる
- ：CAD データは Jww 形式を基本とする。それ以外の形式で提出する場合は「Jw-cad」でデータが開けるファイル形式「dxf」等とし、かつ「Jw-cad」でデータを開いた際に、元の図面と比べて文字や線種、縮尺などに誤りや大きさ、位置のずれがないことを確認

- し、生じている場合には修正してから提出すること。
- ：電子データはPDFデータも作成すること。PDFデータはオリジナルファイルから直接変換することを原則とし、紙のスキャニングは行わないこと。
- ：工事費内訳書は、営繕積算システム RIBIC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。見積比較表及び数量調書等は Excel 形式による。
- ：ソフトのバージョンについては打合せによる。
- ：単価作成に使用した刊行物等のコピーは、アンダーライン等を示した上で納品すること。
- ：設計図は、適宜、追加してもよい。
- ：成果物は、監督職員の指示により、製本とする。
- ：設計図書の作成（まとめ方）方法については、打ち合わせによる。
- ：電子データの納品に際しては、ウイルスチェックを行うこと。
- ：概算工事費内訳書の提出は、令和4年10月下旬までに行うこと。